

訪問サービス（A2・A3）および通所サービス（A6・A7）における
 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
 （令和3年4月から9月末までの0.1%上乗せ）の算定方法について

- 予防給付型訪問サービス（A2）
 サービスコード A2 8310 [訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分] を選択してください。
- 生活支援型訪問サービス（A3）
 各利用者の1月内の利用実績の回数（注1）に応じて、以下のサービスコードを選択してください。

利用実績回数/月	上乗せとなる 合成単位数	サービス内容略称	利用者の負担割合に応じた サービスコード		
			1割	A3	
1～6回	+1	令和3年9月30日までの上乗せ分（Ⅰ）	1割	A3	1011
			2割	A3	1014
			3割	A3	1017
7～10回	+2	令和3年9月30日までの上乗せ分（Ⅱ）	1割	A3	1012
			2割	A3	1015
			3割	A3	1018
11～15回	+3	令和3年9月30日までの上乗せ分（Ⅲ）	1割	A3	1013
			2割	A3	1016
			3割	A3	1019

※訪問サービス(A3)と通所サービス(A7)では回数が異なります。必ず該当サービスの箇所をご覧ください。

注1 1月内での利用実績回数に応じて、サービスコードを選択してください。

利用者の休みや1月内の曜日の週数等によって、単位数が変わる場合があります。月末または翌月に各利用者の利用回数をご確認のうえ、請求してください。

※生活支援型訪問サービス（Ⅲ）を算定しているから上乗せ分が必ずしも（Ⅲ）になるということではありません。

● 予防給付型通所サービス（A6）

サービスコード A6 8310 [通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分] を選択してください。

● 短時間型通所サービス（A7）

各利用者の1月内の利用実績の回数（注1）に応じて、以下のサービスコードを選択してください。

利用実績回数/月	上乗せとなる 合成単位数	サービス内容略称	利用者の負担割合に応じた サービスコード		
			1割	A7	1011
1～4回	+1	令和3年9月30日までの上乗せ分（Ⅰ）	2割	A7	1014
			3割	A7	1017
			1割	A7	1012
5～7回	+2	令和3年9月30日までの上乗せ分（Ⅱ）	2割	A7	1015
			3割	A7	1018
			1割	A7	1013
8～10回	+3	令和3年9月30日までの上乗せ分（Ⅲ）	2割	A7	1016
			3割	A7	1019
			1割	A7	1011

※訪問サービス(A3)と通所サービス(A7)では回数が異なります。必ず該当サービスの箇所をご覧ください。

注1 1月内での利用実績回数に応じて、サービスコードを選択してください。

利用者の休みや1月内の曜日の週数等によって、単位数が変わる場合があります。月末または翌月に各利用者の利用回数をご確認のうえ、請求してください。

※短時間型通所サービス（Ⅱ）を算定しているから上乗せ分が必ずしも（Ⅱ）になるということではありません。

■ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価についてのQ&A

1	上乗せ分は区分支給限度額に含まれるかどうか。	上乗せ分は区分支給限度額に含まれます。
2	上乗せ分を取得しないということは可能か。	<p>令和3年4月1日～令和3年9月30日の介護給付費と介護予防給付費の基本報酬の請求に、新型コロナウイルス感染症の対応の新たな請求コード【8300】を上乗せして請求していない場合は、国民健康保険団体連合会が行う請求の審査で返戻となります。（介護保険事務処理システム変更に係る参考資料Ⅲ-資料3）</p> <p>ただし、和歌山市の総合事業における第1号事業について、新型コロナウイルス感染症の対応の請求コードを上乗せして請求していない場合は、請求が返戻となりません。その場合は、過誤申立を行い、和歌山市の総合事業における第1号事業の基本報酬に新型コロナウイルス感染症の対応の請求コードを上乗せして再請求してください。</p>